

確定申告

平成29年分の申告書の提出および納付は

所得税および

復興特別所得税……2月16日(金)～3月15日(木)

消費税および

地方消費税……………1月4日(木)～4月2日(月)

贈与税……………2月1日(木)～3月15日(木)

税務署の申告書作成会場

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税並びに贈与税の申告書作成・提出会場を次のとおり開設します。

■**会場** 東金商工会館1階（東金市東岩崎1-5）

■**期間** 2月16日(金)～3月15日(木)（土、日を除く）

■時間

○受付 午前8時30分～午後4時（提出は午後5時まで）

○相談 午前9時～午後5時

■その他

- ・東金税務署内には申告書作成会場はありません。
- ・会場開設日および最終週は大変な混雑が予想されます。
- ・確定申告期間中は申告書作成会場および税務署の駐車場は、使用できません。
- ※身障者用駐車スペースのみ申告書作成会場正面入口および

◎所得税に関すること

東金税務署

☎0475・52・3121

町・県民税に関すること

町民税務課 課税係

☎77・3915

税務署に設置してありますので、ご利用される場合は警備員にお声掛けください。

※車でお越しの際は、東金駅前口にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できます（台数に限りがあります）。

・会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

申告書にはマイナンバーを忘れずに

申告書を提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

■本人確認書類の例

- 次の①②いずれかが必要です。
- ①マイナンバーカードのみ
 - ②通知カードなどの番号確認書類＋運転免許証などの身元確認書類

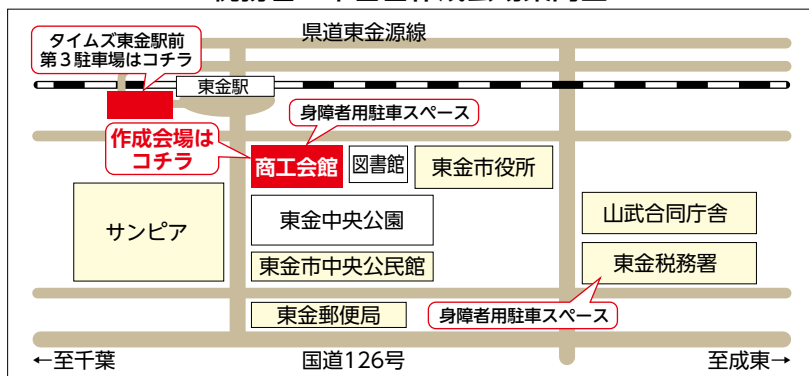
医療費控除を受けるための手続きが変わりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

税務署の申告書作成会場案内図



役場の申告相談日程表

地区別申告相談および申告受け付けを下記日程で行います。
例年期限が迫りますと申告会場が大変混雑しますので、必ず下記日程により申告されますようお願いいたします。なお、対象地区以外の日に申告される場合は、対象地区の方が優先となりますのでご了承ください。

場 所	月 日	曜 日	対 象 地 区	
			午前 9 時～ 11 時	午後 1 時～ 4 時
南庁舎 2 階第 1 会議室	2月16日	金	はにわ台東	はにわ台南
	2月19日	月	はにわ台北1・北2	バルールド・小池5・あけぼの
	2月20日	火	小池1・2・4・ハニワ台ニュータウン	千代田・坂志岡・牧野東・牧野西
	2月21日	水	全 地 区 対 象	
	2月22日	木	小池3・6・7・8・9	岩山・三和・朝倉・浅川稲葉・一本松
	2月23日	金	山中東・山中西	境・宮崎・下吹入・上吹入
	2月26日	月	中郷・中谷津・住母家	高谷・殿部田・川津場・山田
	2月27日	火	全 地 区 対 象	
	2月28日	水	菱田東・菱田宿・谷平野	飯櫃・小原子
	3月1日	木	大台北・大台南・芝山・宝馬	大台宿・大台西・芝山台
	3月2日	金	新井田新田・辺田	新井田
	3月5日	月	全 地 区 対 象	
	3月6日	火	高田東・スカイヴィレッジ	高田西
	3月7日	水	白栴	加茂
	8日～15日 (土日を除く)		全 地 区 対 象	

税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

本庁舎 2 階大会議室	2月8日	木	午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～ 4 時
-------------	------	---	----------------	-------------

※役場で受けられない申告も対応可能な場合があります。

■持参するもの 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーについての本人確認書類

※前年の確定申告書などの控え、利用者識別番号などの通知書をお持ちの場合は、ご持参ください。

◎申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。

申告受付一覧

比較的単純な種類の申告は、役場職員が皆さまの申告書作成をお手伝いし、完成した申告書の提出を受け付けます。
複雑な申告や、額が大きく影響が重大であるような申告は、税務署での申告をお願いしています。

		所得の種類	白色申告	青色申告
所 得 税	総合課税	給与所得	役場で申告が可能	記入済み申告書のお預かりのみ対応
		雑所得（太陽光売電収入を除く）		
		一時所得		
		配当所得	税務署で申告をお願いします。	
		事業所得	役場で申告が可能 ※事業を開始して初めての申告は税務署で お願いします。	
		農業 営業		
	不動産所得	税務署で申告をお願いします。		
	総合課税の譲渡所得			
	利子所得			
	一般株式等・上場株式等の譲渡所得			
	上場株式等の配当所得等			
	土地・建物の譲渡所得			
分離課税	山林所得	役場で申告が可能		
	先物取引			
	退職所得			
	贈与税		税務署で申告をお願いします。	
	相続税			
消費税				
控 除	雑損控除（災害又は盗難等で損害を受けた場合） 住宅借入金等特別控除	税務署で申告を お願いします。		
その他	準確定申告（平成29年中に亡くなられた方・国外に転出された方に係る申告） 過年度分の申告（平成28年分以前の申告）			

※上の表で黄色く着色された申告は役場で申告することはできません。